

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.5.1	住居表示変更	変更前	郵便局	032820	入間下藤沢郵便局	-	埼玉県入間市下藤沢410	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	032820	入間下藤沢郵便局	-	埼玉県入間市下藤沢1-4-3	-	○	○	○	○	○	-	
R3.7.10	住居表示変更	変更前	郵便局	472390	橋本古佐田郵便局	-	和歌山県橋本市橋本2-6-13	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	472390	橋本古佐田郵便局	-	和歌山県橋本市橋本2-1538	○	○	○	○	○	○	-	
R3.8.1	業務変更	変更前	郵便局	128890	上越福田簡易郵便局	○	新潟県上越市福田66	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	128890	上越福田簡易郵便局	○	新潟県上越市福田66	○	○	○	×	○	○	-	
R3.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	217530	豊田保見ヶ丘郵便局	-	愛知県豊田市保見ヶ丘5-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	217530	豊田保見ヶ丘郵便局	-	愛知県豊田市保見ヶ丘5-1-1	-	○	○	○	○	○	-	
R3.8.1	業務変更	変更前	郵便局	317580	八幡簡易郵便局	○	石川県七尾市千野町に部4-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	317580	八幡簡易郵便局	○	石川県七尾市千野町に部4-1	○	○	○	×	○	○	-	
R3.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	321110	富山小泉郵便局	-	富山県富山市小泉町古道割158	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	321110	富山小泉郵便局	-	富山県富山市小泉町158	-	○	○	○	○	○	-	
R3.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	433100	下滝郵便局	-	兵庫県丹波市山南町下滝245	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	433100	下滝郵便局	-	兵庫県丹波市山南町下滝245-2	-	○	○	○	○	○	-	
R3.8.1	業務変更	変更前	郵便局	838210	手代森簡易郵便局	○	岩手県盛岡市手代森14-16-36	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	838210	手代森簡易郵便局	○	岩手県盛岡市手代森14-16-36	-	○	○	×	○	○	-	
R3.8.2	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	125810	六日町温泉郵便局	-	新潟県南魚沼市六日町2921	-	○	○	○	○	○	-	
R3.8.2	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	972340	イオンモール旭川西内郵便局	-	北海道旭川市緑町23-2161-3	-	○	○	○	○	○	-	
R3.8.2	移転	変更前	郵便局	231660	富士富士岡郵便局	-	静岡県富士市富士岡33-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	231660	富士富士岡郵便局	-	静岡県富士市富士岡307-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.8.30	移転	変更前	郵便局	223500	津観音寺郵便局	-	三重県津市観音寺町604-265	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	223500	津観音寺郵便局	-	三重県津市渋見町699-8	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。